

会計検査院の直近の検査報告のうち、当公庫に関する主な部分は次のとおりです。

「平成 29 年度決算検査報告」（会計検査院）（抄）

○第 1 章 検査の概要

第 2 節 検査結果の概要

第 1 事項等別の検査結果

○第 2 章 決算の確認

第 3 節 政府関係機関の決算の検査完了

○第 3 章 個別の検査結果

第 2 節 団体別の検査結果

第 1 沖縄振興開発金融公庫

○第 6 章 歳入歳出決算その他検査対象の概要

第 1 節 国の財政等の概況

第 2 国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人

第 3 財政投融资

第 2 節 歳入歳出決算等検査対象別の概要

第 7 政府関係機関及びその他の団体

2 国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

(1) 沖縄振興開発金融公庫

第2節 検査結果の概要

平成30年次の検査の結果については、第2章以降に記載したとおりであり、このうち第3章及び第4章に掲記した事項等の概要は次のとおりである。

第1 事項等別の検査結果

1 事項等別の概要

検査の結果、第3章及び第4章に掲記した事項等には、次のものがある。

(1) 第3章「個別の検査結果」

- ア 「不当事項」(検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項)
(本章の13ページ参照)
(注)
- イ 「意見を表示し又は処置を要求した事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項)
(本章の20ページ参照)
- ウ 「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」(本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項)
(本章の26ページ参照)
- エ 「意見を表示し又は処置を要求した事項の結果」(「会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項」について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況)
(本章の31ページ参照)
- オ 「不当事項に係る是正措置等の検査の結果」(本院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果)
(本章の33ページ参照)

これらのうちアからエまでの各事項については、第3章の第1節及び第2節において省庁又は団体別に掲記している。

(2) 第4章「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」

- ア 「国会及び内閣に対する報告」(会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項)
(本章の33ページ参照)
- イ 「国会からの検査要請事項に関する報告」(国会法(昭和22年法律第79号)第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果)
(本章の33ページ参照)
- ウ 「特定検査対象に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況)
(本章の34ページ参照)
- エ 「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」(本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況)
(本章の34ページ参照)
- オ 「特別会計財務書類の検査」(特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査)
(本章の35ページ参照)

(注) 会計検査院法

第30条の2 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法(昭和22年法律第79号)第105条(同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定による要請があったときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(1)のア、イ及びウ並びに(2)のア、イ及びウの事項等の件数及び金額は、表1のとおりである。

表1 事項等別検査結果の概要

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
不 当 事 項	292 件	75 億 5409 万円
意見を表示し又は処置を要求した事項	第34条 ^{注(2)} 7 件	< 7 件分 > 41 億 7997 万円 〔 3 億 8538 万円 8 億 0103 万円 〕
	第34条及び第36条 ^{注(2)} 9 件	< 5 件分 > 23 億 5304 万円 〔 19 億 4929 万円 32 億 0622 万円 60 億 1692 万円 549 億 9812 万円 278 億 9064 万円 306 億 8117 万円 〕
	第36条 ^{注(2)} 12 件	< 6 件分 > 23 億 5186 万円 〔 72 億 8961 万円 70 億 4058 万円 58 億 0332 万円 567 億 6737 万円 4 億 5721 万円 32 億 9095 万円 2 億 3373 万円 〕
	小 計	28 件

事 項 等	件 数	指 摘 金 額 (背 景 金 額) ^{注(1)}
本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	^{注(2)} 39 件	<38 件分> 992 億 8338 万円 〔 15 億 9750 万円 1338 億 8264 万円 119 億 8215 万円 127 億 4698 万円〕
事 項 計	359 件	<348 件分> ^{注(3)} 1156 億 9880 万円
国会及び内閣に対する報告	7 件	—
国会からの検査要請事項に関する報告	3 件	—
特定検査対象に関する検査状況	5 件	—
総 計	374 件	<348 件分> ^{注(3)} 1156 億 9880 万円

注(1) 指摘金額・背景金額 指摘金額とは、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等である。

背景金額とは、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものである。なお、背景金額は個別の事案ごとにその捉え方が異なるため、金額の合計はしていない。

注(2) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、複数の事態について取り上げているため指摘金額と背景金額の両方があるものが計8件ある。

注(3) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの及び「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

2 第3章の「個別の検査結果」の概要

第3章の「個別の検査結果」に掲記した事項等のうち、不当事項、意見を表示し又は処置を要求した事項及び本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項について、省庁等別にその件数、金額を示すと表2のとおりである。

表2 省庁等別事項別検査結果の概要

第1章 第2節 第1 事項等別の検査結果

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)		
	件		条(注(1))件		件		件		
内閣府 (内閣府本府)	27	3億6938万円			1	9896万円	28	4億6834万円	
総務省	49	19億4721万円	③④	1	9億2553万円	1	2億0443万円	51	30億7717万円
法務省	1	451万円			1	2493万円	2	2944万円	
外務省			③④	1 注(3) ③⑥ 1	6198万円 注(3) (72億8961万円)		注(3) 2	注(3) 6198万円 (72億8961万円)	
財務省	1	2億6673万円			1	15億9605万円	2	18億6278万円	
文部科学省	30	10億4974万円	③⑥	1	(70億4058万円)	注(7) 1	注(7) 32	10億7127万円 (70億4058万円) (15億9750万円)	
厚生労働省	87	21億8209万円	注(4)、注(7) ③④・③⑥ 3		4億4309万円 注(4) (19億4929万円) (32億0622万円)	1	注(4) 注(5) 注(7) 95	注(4)、注(5)、注(6) 43億0210万円 (19億4929万円) (32億0622万円)	
農林水産省	28	6億6888万円	注(7) ③④ 2 注(7) ③④・③⑥ 1 注(7) ③⑥ 3		4億8981万円 (3億8538万円) 8億5842万円 (60億1692万円) 6360万円 (58億0332万円) (567億6737万円) (4億5721万円)	8	注(7) 42	注(6) 117億9095万円 (3億8538万円) (60億1692万円) (58億0332万円) (567億6737万円) (4億5721万円)	
経済産業省	4	2606万円	③④・③⑥	1	10億0486万円		5	10億3092万円	
国土交通省	27	2億8207万円	③⑥	1	(32億9095万円)	4	32	13億8217万円 (32億9095万円)	
環境省	16	2億8205万円	注(7) ③④ 2		20億6892万円 (8億0103万円)		注(7) 18	23億5097万円 (8億0103万円)	
防衛省	2	3148万円	③⑥	1	(2億3373万円)	注(7) 5	注(7) 8	639億9745万円 (2億3373万円) (1338億8264万円) (119億8215万円)	
沖縄振興開発 金融公庫						1	1	(127億4698万円)	
日本私立学校 振興・共済 事業団	9	1億8805万円					9	1億8805万円	
日本銀行	1	375万円					1	375万円	
日本中央 競馬会			③④・③⑥	1	4667万円		1	4667万円	

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社					1	1億0200万円	1	1億0200万円
東日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(549億9812万円)	1	4010万円	2	4010万円 (549億9812万円)
中日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(278億9064万円)			1	(278億9064万円)
西日本高速道路株式会社			③④・③⑥ 1	(306億8117万円)	2	1億0270万円	3	1億0270万円 (306億8117万円)
本州四国連絡高速道路株式会社					1	1920万円	1	1920万円
全国健康保険協会	1	1479万円					1	1479万円
日本年金機構	1	4781万円	③④ 1 注(4) ③④・③⑥ 1	6億3373万円 注(4)			注(4) 3	注(4) 6億8154万円
独立行政法人国立青少年教育振興機構					1	6億3643万円	1	6億3643万円
国立研究開発法人防災科学技術研究所					1	5374万円	1	5374万円
国立研究開発法人森林研究・整備機構			③⑥ 1	6億1206万円			1	6億1206万円
独立行政法人国際協力機構			注(3) ③⑥ 1	注(3)			注(3) 1	注(3)
国立研究開発法人理化学研究所					1	1720万円	1	1720万円
独立行政法人福祉医療機構	1	805万円	注(5) ③⑥ 1	注(5)			注(5) 2	注(5) 805万円
独立行政法人情報処理推進機構					1	21億5297万円	1	21億5297万円
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1	770万円					1	770万円
独立行政法人勤労者退職金共済機構					1	2億1995万円	1	2億1995万円
国立大学法人東京大学	1	486万円					1	486万円
日本放送協会					1	4658万円	1	4658万円
株式会社商工組合中央金庫	5	1億6882万円			1	150億円	6	151億6882万円

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見を表示し又は処置を要求した事項 注(2)		本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項 注(2)		計 注(2)	
	件		条(注(1))件		件		件	
エヌ・ティ・ ティ・コミュニ ケーションズ株式 会社					1	11億1605万円	1	11億1605万円
東日本電信電 話株式会社					1	21億6907万円	1	21億6907万円
西日本電信電 話株式会社					1	8億6091万円	1	8億6091万円
合計	292	75億5409万円	注(3)、注(4) 注(5) 28	88億8487万円	39	992億8338万円	注(3) 注(4) 注(5) 359	注(6) 1156億9880万円

注(1) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」の件数欄の③④は会計検査院法第34条の規定によるもの、⑤は会計検査院法第36条の規定によるものを示している。

注(2) ()内の金額は背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

注(3) 外務省の1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(5) 厚生労働省のうち1件及び独立行政法人福祉医療機構の1件は、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(6) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①建設労働者確保育成成功成金に関するもの(169ページ及び275ページ参照)、②労災診療費の算定における労災治療計画加算に関するもの(194ページ及び259ページ参照)、③国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業に関するもの(291ページ及び326ページ参照))と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げているもの(④企業内人材育成推進助成金に関するもの(171ページ及び280ページ参照))があり、それぞれその金額の重複分を控除しているので、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

注(7) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計8件ある。

以上の各事項計359件について、事項別に、その件名等を示すと次の(1)、(2)及び(3)のとおりである。

(1) 不当事項 計 292 件 75 億 5409 万余円

「不当事項」を収入、支出等の別に分類して、態様別に示すと、次のとおりである。なお、「不当事項」として掲記した事態については、会計検査院法第 34 条の規定により適宜の処置を要求し又は是正改善の処置を求めた事項に係る事態及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」中会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事態と併せて、同法第 31 条の規定等による懲戒処分の要求及び同法第 32 条の規定等による弁償責任の検定について検討を行うこととなる。

ア 収入に関するもの 計 4 件 12 億 4957 万余円

省 庁 名	予算経理	租 税	保 険 料	計
財 務 省	件	件	件	件
厚 生 労 働 省		1	2	2
環 境 省	1			1
計	1	1	2	4

(ア) 予 算 経 理 1 件 2574 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○環 境 省

- ・ 入園料の一部が収納されておらず、会計経理が著しく適正を欠いていたもの(1件 2574 万余円) (471 ページ記載)

(イ) 租 税 1 件 2 億 6673 万余円

<租税の徴収が適正でなかったもの>

○財 務 省

- ・ 租税の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 2 億 6673 万余円) (114 ページ記載)

(ウ) 保 険 料 2 件 9 億 5709 万余円

<保険料の徴収が適正でなかったもの>

○厚 生 労 働 省

- ・ 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの(1件 3 億 2118 万余円) (160 ページ記載)
- ・ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの(1件 6 億 3590 万余円) (163 ページ記載)

イ 支出に関するもの

計 286 件 62 億 9590 万余円

省庁又は団体名	工 事	物 件	物 件 役 務	役 務	保 給 険 付	医療費	補助金	貸付金 ・ その他	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
内閣府(内閣府本府)							27			27
総 務 省							35		14	49
法 務 省				1						1
文 部 科 学 省							30			30
厚 生 労 働 省				1	8	2	71		3	85
農 林 水 産 省	1			1			24		2	28
経 済 産 業 省							4			4
国 土 交 通 省							27			27
環 境 省							15			15
防 衛 省	1	1								2
日本私立学校 振興・共済事業団							9			9
全国健康保険協会					1					1
日本年金機構				1						1
独立行政法人 福祉医療機構							1			1
国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構			1							1
株式会社商工 組合中央金庫								5		5
計	2	1	1	4	9	2	243	5	19	286

(ア) 工 事

2 件 2990 万余円

<工事の目的を達していなかったもの>

○農林水産省

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業の実施に当たり、データ転送装置の設計における ADSL 等の利用の可否についての検討が十分でなく、運用に当たってデータ転送装置の改修を行うなど必要な処置を講じていなかったため、データ転送装置が事業の目的に沿って使用できない状態となっていて、工事の目的を達していなかったもの
(1 件 1606 万余円) (291 ページ記載)

<工事費の支払が過大となっていたもの>

○防 衛 省

- ・ヘリコプター着陸帯の移設工事のうち警備業務に要した費用について、警備期間外の費用が含まれていたため、支払額が過大となっていたもの(1 件 1383 万余円)

(503 ページ記載)

- (イ) 物 件 1 件 1764 万余円
＜調達数量が過大となっていたもの＞
- 防 衛 省
- ・ソフトウェアを使用するためのライセンス及びソフトウェアのアップグレード等を行う権利の調達数量の算定に当たり、ソフトウェアを使用するパーソナルコンピュータの台数の把握が適切でなかったため、調達数量が過大となっていたもの(1 件 1764 万余円) (504 ページ記載)
- (ウ) 物件・役務 1 件 770 万円
＜契約額が割高となっていたもの＞
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- ・高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい監視用カメラの点検、交換等を実施するための請負契約及び購入契約において、契約する必要のない業務を契約に含めていたため、契約額が割高となっていたもの(1 件 770 万円) (619 ページ記載)
- (エ) 役 務 4 件 5994 万余円
＜委託費の支払が過大となっていたもの＞
- 厚生労働省
- ・地域若者サポートステーション事業の委託費の算定に当たり、委託費の対象とはならない経費が含まれていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 358 万余円) (166 ページ記載)
- 農林水産省
- ・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業の実施に当たり、算出の対象から除外することとなっている超過勤務手当を含めるなどして人件費単価を算出し、これに基づき委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(1 件 402 万余円) (292 ページ記載)
- ＜委託契約の手続が適正でなかったもの＞
- 日本年金機構
- ・扶養親族等申告書の点検業務等に係る委託契約において、適正な契約手続をとることなく、契約に含まれていない業務を行わせていたもの(1 件 4781 万余円) (583 ページ記載)
- ＜検査等が適切でなかったもの＞
- 法 務 省
- ・収容場等の監視等業務契約において、警備員が休憩時間を取得するなどした際に仕様書に定めたとおりの監視等業務を行う警備員が配置されていなかったのに、業務の履行の完了を確認するための検査が適切でなかったことなどのため、契約金額の全額を支払っていたもの(1 件 451 万余円) (91 ページ記載)
- (オ) 保 険 給 付 9 件 1 億 8592 万余円
＜保険の給付が適正でなかったもの＞
- 厚生労働省
- ・雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの(1 件 2498 万余円) (167 ページ記載)

- ・雇用保険の建設労働者確保育成助成金の支給が適正でなかったもの(1件 332 万余円)
(169 ページ記載)
- ・雇用保険の企業内人材育成推進助成金の支給が適正でなかったもの(1件 375 万円)
(171 ページ記載)
- ・雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が適正でなかったもの(1件 2237 万余円)
(173 ページ記載)
- ・雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が適正でなかったもの(1件 3301 万余円)
(177 ページ記載)
- ・雇用保険の失業等給付金の支給が適正でなかったもの(1件 2457 万余円)
(179 ページ記載)
- ・雇用保険の認定職業訓練実施奨励金の支給が適正でなかったもの(1件 456 万余円)
(182 ページ記載)
- ・厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの(1件 5454 万余円)
(185 ページ記載)

○全国健康保険協会

- ・健康保険の傷病手当金の支給において、労働者災害補償保険の休業補償給付との併給調整が適正でなかったもの(1件 1479 万余円)
(578 ページ記載)

(カ) 医療費 2件 4億 0998 万余円

＜医療費の支払が過大となっていたもの＞

○厚生労働省

- ・医療費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 3億 0747 万余円)
(187 ページ記載)
- ・労働者災害補償保険の療養の給付に要する診療費の支払が過大となっていたもの(1件 1億 0251 万余円)
(194 ページ記載)

(キ) 補助金 243件 50億 0075 万余円

(注) 「補助金」には補助金に係る事態のほか、交付金、負担金及び助成金に係る事態を含んでいる。

＜補助事業の実施及び経理が不当なもの＞

○内閣府(内閣府本府)

- ・補助の対象とならないもの(20件 2億 8091 万余円) (50 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(4件 1299 万余円) (54 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 6066 万余円) (55 ページ記載)
- ・交付金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(1件 983 万余円)
(57 ページ記載)
- ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 496 万余円) (58 ページ記載)

○総務省

- ・地域経済循環創造事業交付金が過大に交付されていたなどのもの(10件 6648 万余円)
(68 ページ記載)
- ・地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)が過大に交付されていたなどのもの(22件 18億 1905 万余円)
(71 ページ記載)

- ・地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金により整備した設備の施工が適切でなかったため、補助の目的を達していなかったなどのもの(2件 2158 万余円)

(74 ページ記載)

- ・情報通信利用環境整備推進交付金により整備した光ケーブルの架設工事の施工が適切でなかったもの(1件 467 万余円)

(76 ページ記載)

○文部科学省

- ・へき地児童生徒援助費等補助金が過大に交付されていたもの(4件 2821 万余円)

(125 ページ記載)

- ・公立高等学校授業料不徴収交付金が過大に交付されていたもの(2件 1 億 5484 万余円)

(127 ページ記載)

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金が過大に交付されていたもの(1件 8193 万余円)

(128 ページ記載)

- ・私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費)が過大に交付されていたもの(1件 1533 万余円)

(130 ページ記載)

- ・国宝重要文化財等保存整備費補助金が過大に交付されていたもの(2件 372 万余円)

(132 ページ記載)

- ・義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの(5件 5816 万余円)

(133 ページ記載)

- ・公立学校施設整備費負担金が過大に交付されていたもの(1件 923 万余円)

(135 ページ記載)

- ・学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの(10件 6 億 7568 万余円)

(136 ページ記載)

- ・私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)が過大に交付されていたもの(4件 2258 万余円)

(140 ページ記載)

○厚生労働省

- ・疾病予防対策事業費等補助金(特定感染症検査等事業に係る分)が過大に交付されていたもの(1件 1181 万余円)

(198 ページ記載)

- ・医療介護提供体制改革推進交付金等により造成した基金を活用して実施した事業(医療事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(3件 1118 万余円)

(199 ページ記載)

- ・国民健康保険の療養給付費負担金が過大に交付されていたもの(14件 7513 万余円)

(200 ページ記載)

- ・国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの(27件 2 億 1187 万余円)

(203 ページ記載)

- ・高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の実施に当たり、事業の一部を実施していないなどしていたもの(1件 220 万円)

(207 ページ記載)

- ・緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 1 億 2965 万余円)

(208 ページ記載)

- ・緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(1件 4866 万余円)
(210 ページ記載)
- ・保育対策総合支援事業費補助金(認可化移行改修費等支援事業に係る分)により実施した事業が補助の対象とならないもの(1件 2043 万余円)
(211 ページ記載)
- ・児童保護費負担金等の国庫負担対象事業費が過大に精算されていたもの(4件 1004 万余円)
(212 ページ記載)
- ・子育て支援対策臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業(地域子育て支援拠点事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(1件 371 万円)
(214 ページ記載)
- ・生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの(5件 1932 万余円)
(214 ページ記載)
- ・障害者医療費国庫負担金が過大に交付されていたもの(1件 361 万余円)
(216 ページ記載)
- ・介護給付費負担金が過大に交付されていたもの(1件 180 万余円)
(217 ページ記載)
- ・介護保険の普通調整交付金が過大に交付されていたもの(8件 5038 万余円)
(218 ページ記載)
- ・医療介護提供体制改革推進交付金により造成した基金を活用して実施した事業(介護施設等の整備に関する事業に係る分)において基金が過大に使用されていたもの(2件 705 万余円)
(220 ページ記載)
- 農林水産省
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(8件 1 億 3433 万余円)
(296 ページ記載)
 - ・補助の対象とならないもの(5件 3048 万余円)
(307 ページ記載)
 - ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(3件 1656 万余円)
(311 ページ記載)
 - ・補助金等により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 944 万余円)
(313 ページ記載)
 - ・補助の目的を達していなかったもの(2件 9468 万余円)
(316 ページ記載)
 - ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(1件 1050 万余円)
(318 ページ記載)
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(1件 399 万余円)
(319 ページ記載)
 - ・補助事業により取得した財産の管理が適切でなかったもの(1件 234 万余円)
(320 ページ記載)
- 経済産業省
 - ・補助事業により取得した財産を無断で処分するなどしていたもの(4件 2606 万余円)
(409 ページ記載)
- 国土交通省
 - ・補助金の交付額の算定が適切でなかったもの(14件 7889 万余円)
(424 ページ記載)
 - ・工事の設計が適切でなかったもの(7件 1 億 0057 万余円)
(434 ページ記載)

- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(3件 7563 万余円) (443 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(2件 2073 万余円) (445 ページ記載)
- ・工事の契約処置が適切でなかったもの(1件 623 万余円) (447 ページ記載)

○環 境 省

- ・補助金が過大に交付されていたなどのもの(6件 9986 万余円) (474 ページ記載)
- ・補助金により造成した基金の使用が適切でなかったもの(4件 1 億 1546 万余円) (478 ページ記載)
- ・補助の対象とならないもの(3件 2650 万余円) (482 ページ記載)
- ・工事の設計が適切でなかったもの(1件 1211 万余円) (484 ページ記載)
- ・補助対象事業費を過大に精算していたもの(1件 234 万余円) (485 ページ記載)

○日本私立学校振興・共済事業団

- ・私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの(9件 1 億 8805 万余円) (544 ページ記載)

○独立行政法人福祉医療機構

- ・社会福祉振興助成事業の実施に当たり、虚偽の賃金台帳等を作成するなどして、架空のアルバイトの賃金、車両の借料損料等を助成対象経費としていて助成金が過大に交付されていたもの(1件 805 万余円) (611 ページ記載)

(ク) 貸付金・その他 5件 1 億 6882 万余円

<貸付金及び利子補給金に係る経理が適正を欠いていたもの>

○株式会社商工組合中央金庫

- ・危機対応業務に係る貸付けの要件を確認するために事業者から受領した試算表等を改ざんするなどして、要件を満たしていない事業者に対して貸付け及び利子補給金の支給を行っていたもの(5件 1 億 6882 万余円) (631 ページ記載)

(ケ) そ の 他 19件 4 億 1522 万余円

<交付税の交付が不当なもの>

○総 務 省

- ・震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったなどのため、震災復興特別交付税が過大に交付されていたもの(14件 3541 万円) (77 ページ記載)

<介護給付費等の支払が過大となっていたもの>

○厚生労働省

- ・介護給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1144 万余円) (222 ページ記載)
- ・自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 1374 万余円) (227 ページ記載)
- ・障害児通所給付費に係る国の負担が不当と認められるもの(1件 819 万余円) (230 ページ記載)

<共済事業の経理が適正を欠いていたもの>

○農林水産省

- ・農業共済組合が行う家畜共済事業において、当該年度に生じた剰余については、全額を不足金填補準備金と特別積立金とに積み立てなければならないとされているのに、その一部を業務勘定に繰り入れていて、農業災害補償法及び同法施行規則に違背していたもの(1件 3億3719万余円) (323 ページ記載)

<手当金等の交付が過大となっていたもの>

○農林水産省

- ・へい殺畜等手当金等が過大に交付されていたもの(1件 923 万余円) (321 ページ記載)

ウ 収入支出以外に関するもの

計 2 件 861 万余円

団 体 名	予算経理	不正行為	計
日 本 銀 行	1 件	1 件	1 件
国立大学法人東京大学	1		1
計	1	1	2

(ア) 予 算 経 理

1 件 486 万余円

<会計経理が適正を欠いていたもの>

○国立大学法人東京大学

- ・研究費の不正使用に伴う返還金に係る積立金の経理が不当と認められるもの(1件 486 万余円) (625 ページ記載)

(イ) 不 正 行 為

1 件 375 万円

<現金が領得されたもの>

○日 本 銀 行

- ・職員の不正行為による損害が生じたもの(1件 375 万円) (549 ページ記載)

(2) 意見を表示し又は処置を要求した事項

計 28 件

ア 会計検査院法第 34 条の規定によるもの

7 件

(ア) 適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの

4 件

○総 務 省

- ・物品として管理している宇宙電波監視施設等を構成する設備等のうち国有財産として管理すべき設備等に係る物品管理簿の価格を減ずるとともに、当該設備等を国有財産として国有財産台帳に正確に記録するよう適宜の処置を要求し、設備等ごとに物品と国有財産の区分を明確にして関係部局に周知するなどして、今後調達して設置等する宇宙電波監視施設等を構成する設備等を物品管理簿及び国有財産台帳に正確に記録するための事務処理体制を整備するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 9 億 2553 万円)

(80 ページ記載)

○外務省

- ・日本 NGO 連携無償資金協力により供与した贈与資金の残余金について、精算に時間を要して国庫への返還が遅れている事業を組織的に把握して優先的に精算に取り組むなどの体制を整備することにより、早期に国庫に返還させるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 6198 万円)

(97 ページ記載)

○農林水産省

- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業について、防災ネットワークの運用状況を適時適切に把握する体制を整備したり、データ転送装置等を適切に管理するよう指導したりするなどして、適切な運用を図るよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(1 件 指摘金額 3 億 9291 万円 背景金額 3 億 8538 万円)

(326 ページ記載)

○環境省

- ・受託者に継続使用させる委託事業物品等について、物品管理簿等を適切なものとしたり、使用見込みがないまま長期間保管されているものの活用方法の検討を行ったりするよう適宜の処置を要求し、無償貸付された委託事業物品等の管理が適切に行われるよう周知徹底を図るなどするとともに、必要なものについては有償貸付とするなどするよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 18 億 8255 万円 背景金額 8 億 0103 万円)

(486 ページ記載)

(イ) 是正改善の処置を求めたもの

3 件

○農林水産省

- ・生産した丸太の数量等を確定させるために実施する毎木検知による検知業務の請負に係る費用の積算に当たり、集積された丸太の量に応じて毎木検知を効率的に実施できる土場について、作業量の実態を積算基準に反映させて、経済的な積算を行うよう是正改善の処置を求めたもの (1 件 指摘金額 9690 万円)

(332 ページ記載)

○環境省

- ・循環型社会形成推進交付金事業により整備する汚泥再生処理センターの資源化設備について、汚泥量の実態に見合った処理能力の機器が整備されるようにするために、し尿等の汚泥性状値の実態調査を適切に行うなどして処理する汚泥量を適切に推計することなどを事業主体に対して周知するよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 1 億 8637 万円)

(495 ページ記載)

○日本年金機構

- ・地方公共団体情報システム機構に対する本人確認情報の照会について、月次照会により提供を受ける本人確認情報を活用することにより、年次照会の対象者の範囲を限定して、情報提供手数料支払額の節減を図るよう是正改善の処置を求めたもの

(1 件 指摘金額 6 億 3373 万円)

(586 ページ記載)

- イ 会計検査院法第34条及び同法第36条の規定によるもの 9件
- (ア) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示したのもの 3件
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社
- ・高速道路会社が実施する道路構造物の点検等について、点検困難箇所に係る点検の手法を具体的に定めるよう是正改善の処置を求め、点検及び補修結果を適切に記録するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに変状の内容等の必要な情報を的確に把握するなどして、補修等の対策を的確かつ速やかに実施できる体制を整備するよう意見を表示したもの
- | | | | |
|---|---------|-------------|------------|
| { | 3件 背景金額 | 東日本高速道路株式会社 | 549億9812万円 |
| | | 中日本高速道路株式会社 | 278億9064万円 |
| | | 西日本高速道路株式会社 | 306億8117万円 |
- (560 ページ記載)
- (イ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件
- 厚生労働省及び日本年金機構
- ・第三者行為事故に係る年金の支給と第三者からの損害賠償との調整に関する事務について、督促等の手続が適切に行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに年金の支給停止等を行うために必要な損害賠償金の受領状況や医療費等実支出額を把握するための手続を整備するなどして、年金の支給停止等の事務が適切に行われるよう意見を表示し及び改善の処置を要求したもの
- (1件 背景金額 19億4929万円)
- (233、591 ページ記載)
- (ウ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により意見を表示し及び改善の処置を要求したもの 1件
- 農林水産省
- ・農業農村整備事業等により整備した小水力発電施設の売電収入に係る国庫納付制度について、土地改良区に対して国庫納付対象額の算定を手引に従った会計処理により適切に行うよう指導するなどするよう是正改善の処置を求め、並びに渴水準備引当金を発電施設運営経費から除外するよう改善の処置を要求し及び建設改良積立金を更新等事業費に充当する場合の取扱い、発電施設運営経費とする範囲等を見直すなどするよう意見を表示したもの
- (1件 指摘金額 8億5842万円 背景金額 60億1692万円)
- (336 ページ記載)
- (エ) 会計検査院法第34条の規定により適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 1件
- 経済産業省
- ・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用される燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を

適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの（1件 指摘金額 10億0486万円）

（412ページ記載）

(オ) 会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め及び同法第36条の規定により改善の処置を要求したもの 3件

○厚生労働省

- ・データ入力業務等の請負等業務について、契約事務の適正な実施及び契約の適正な履行等が確保されるよう是正改善の処置を求め、及び改善の処置を要求したもの

（1件 指摘金額 2億3692万円）

（243ページ記載）

- ・国民年金等事務取扱交付金のうち協力・連携事務に係る交付金の交付に当たり、算定基礎件数として実績件数を計上することを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び算定基礎件数として計上することができる協力・連携事務の範囲を交付要綱等に明示するとともに、日本年金機構に対して、所得情報の情報提供依頼を行う場合は未収録者分を対象とすることを年金事務所に周知徹底させるよう改善の処置を要求したもの（1件 指摘金額 2億0617万円 背景金額 32億0622万円）

（250ページ記載）

○日本中央競馬会

- ・畜産振興事業に係る助成金の交付額の算定に当たり、公募要領等に、事業の一部を委託して実施する場合に、実施主体が実質的に負担していない経費は助成の対象とならないことを明示することにより、助成対象経費となる委託費の範囲を明確にして、交付金の交付が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを明示したり、ソフトウェアの開発費が資産の取得費に当たるかどうかを判断するための基準を明確に定めたりすることにより、助成対象経費となる物品のリース料及びソフトウェアの開発費を適切に算定して、交付金の交付が適切に行われるよう改善の処置を要求したもの（1件 指摘金額 4667万円）

（550ページ記載）

ウ 会計検査院法第36条の規定によるもの 12件

(ア) 意見を表示したもの 6件

○外務省及び独立行政法人国際協力機構

- ・政府開発援助の実施に当たり、有償資金協力による下水道整備事業を実施した実績がない地方政府機関であるなど、事業実施能力に配慮を要する事業実施機関が大規模な事業を行う場合、施工管理を行っているコンサルタントに対するモニタリング等を通じるなどして整備する施設に不具合等が生じていないかについて確認を行うなどして、援助の効果が十分に発現するよう意見を表示したもの

（1件 背景金額 72億8961万円）

（101、607ページ記載）

○文部科学省

- ・高校生等奨学給付金制度の実施に当たり、奨学給付金を学校が代理受領して授業料以外の教育費に充当することについて認めることを都道府県において制度化するなど、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)が授業料以外の教育費に確実に活用されるために必要な仕組みとなるための措置を講ずるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 70億4058万円)

(142 ページ記載)

○厚生労働省

- ・労災診療費の算定における労災治療計画加算について、指定医療機関等では入院診療計画書をもって労災治療計画書に代えていたり、労災治療計画書の書式と入院診療計画書の書式とで多くの記載項目が同一であったりするなどの労災治療計画書の作成の実態等を踏まえて、労災治療計画加算を設けた趣旨をいかした運用が可能であるか改めて検討し、その結果を踏まえて廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 8957万円)

(259 ページ記載)

○厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構

- ・独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金について、貸付事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を検討し、必要額を超えて保有されていると認められる政府出資金については、不要財産として速やかに国庫に納付するとともに、今後、業務廃止までの間、事業規模に見合うものとなるよう必要となる政府出資金の額の算出方法を検討してこれに基づき適時適切に検証を行い、不要財産として国庫に納付することができる仕組みを整備して、その仕組みに沿って、適切に不要財産を国庫に納付することとするよう意見を表示したもの
(1件 指摘金額 7億3092万円)

(264、612 ページ記載)

○国土交通省

- ・一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の負担を求めるよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 32億9095万円)

(448 ページ記載)

○防衛省

- ・防衛装備品等に係るコストデータを一元的に管理して分析等を行うパイロットモデルシステムについて、システムの有用性の検証等を行うなどの整備目的を十分に達成するために、分析手法等について組織として問題を共有して対応を検討できる体制を整備した上で、コストデータの分析に適した製造原価を取得するための方策について民間企業等と調整して、コストデータの具体的な分析手法の検討等を行うよう意見を表示したもの
(1件 背景金額 2億3373万円)

(507 ページ記載)

(イ) 改善の処置を要求したもの

6 件

○厚生労働省

- ・介護保険制度の下で、交付金と保険給付との重複を避けて、介護自立支援事業と介護サービスとの整合を図るために、要介護者が一時的に受けることができる介護サービスの範囲を実施要綱に明記するなどして市町村に周知するよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 3 億 4734 万円)

(270 ページ記載)

- ・建設労働者確保育成助成金の認定訓練コース(賃金助成)について、支給要領を改正するなどして、助成金単価が受講者に係る中小建設事業主の賃金負担の実態に即したものととなるよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 5 億 0837 万円)

(275 ページ記載)

○農林水産省

- ・農山漁村の活性化のための事業の実施に当たり、活性化計画目標が達成されていない場合に原因分析等を行い、事業の運営等の改善について検討を行うよう指導するとともにその仕組みを設けたり、活性化計画目標が事業等により実現しようとする法律の目的と適切に対応しているかなどについて確認するよう指導するとともに適切に審査することとしたりして、事業が適切かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの (1 件 背景金額 58 億 0332 万円)

(348 ページ記載)

- ・治山事業の実施に当たり、事前防災としての治山事業の計画の策定等について、流域別調査の結果を活用したり、現地の山地荒廃の状況等と合わせて危険地区調査の結果を活用したりするとともに、ソフト対策との連携を図るために山地災害対策に係る市町村の地域防災計画に危険地区対策が組み入れられるよう市町村に対して保全対象の位置等を示した地図等を提供するなどして、治山事業がより効果的なものとなるよう改善の処置を要求したもの (1 件 背景金額 567 億 6737 万円)

(353 ページ記載)

- ・米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施に当たり、長期販売の取組に対する支援について事業実施主体の借入れの実態を反映した金利相当額に基づいた国庫補助金を交付することとしたり、業務用向けの取組に対する支援について実施要領に目標の設定及び評価に関する事項を定めるなどとしたりして、事業が経済的かつ効果的に実施されるよう改善の処置を要求したもの

(1 件 指摘金額 6360 万円 背景金額 4 億 5721 万円)

(364 ページ記載)

○国立研究開発法人森林研究・整備機構

- ・水源林造成事業における保育(搬出)間伐に係る収益分収対象額の算定において、従来保育費として機構のみが負担していた丸太の移動費用を売払いに要した費用に含めることとし、機構、造林地所有者及び造林者の三者で当該費用を負担するよう改善の処置を要求したもの (1 件 指摘金額 6 億 1206 万円)

(599 ページ記載)

(3) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

計 39 件

○内閣府(内閣府本府)

- ・消費税の転嫁拒否行為等の相談件数等に応じて、相談業務を実施するための電話設備等の設置台数を見直すことなどにより、消費税価格転嫁等総合相談センターの運営に係る機器費用の節減を図るよう改善させたもの (1件 指摘金額 9896万円)

(59 ページ記載)

○総務省

- ・災害時の情報伝達手段を確保するために公衆無線 LAN 環境を整備する事業について、災害時に公衆無線 LAN を開放する際の運用体制を適切に整備することの必要性及び障害者等を含めて誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できるように配慮して整備することの重要性を事業主体に対して周知するとともに、これらの整備を行う上での指針となるガイドラインを参照することとして、整備する公衆無線 LAN 環境が災害時に適切かつ効果的に運用できるものとなるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億0443万円)

(85 ページ記載)

○法務省

- ・少年鑑別所の在所者に対する給食方式の選択に当たり、在所人員の状況を踏まえ、経済性を考慮した検討を十分に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2493万円)

(92 ページ記載)

○財務省

- ・日本銀行に対して交付している引揚者特別交付金国庫債券等4債券の償還用の資金について、受取人に対する支給が行われることなく日本銀行に滞留している資金を国に返納させるなどするよう改善させたもの (1件 指摘金額 15億9605万円)

(120 ページ記載)

○文部科学省

- ・不特定の人が入り出る文化財建造物について、所有者等に対して耐震診断及び耐震補強の実施等の重要性等を周知したり、補助事業の採択に当たり修理と併せて耐震診断を実施することの検討が十分に行われているかについての審査及び確認を適切に行うための手続を整備したりすることなどにより、耐震対策をより効果的に進めて、地震時における人的安全性の確保等が図られるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2153万円 背景金額 15億9750万円)

(149 ページ記載)

○厚生労働省

- ・企業内人材育成推進助成金について、事業主に対して、ジョブ・カードを活用して評価やコンサルティングを実施した場合に支給されるものであることについて周知するとともに、支給申請の際に実際に評価等で活用したジョブ・カードを事業主から提出させることとして、支給決定の際に適切な調査確認が行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 820万円)

(280 ページ記載)

○農林水産省

- ・国有林材のシステム販売における買受希望者が提出する企画提案書の様式を改めて、具体的な内容や定量的な数値指標に基づき審査・評価を行うようにしたり、審査において評価された取組提案の実施状況を確認するなどして、取組提案の実施を促したりすることなどにより、システム販売が適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 63億4090万円)
(370ページ記載)
- ・重要病害虫であるプラムポックスウイルスの緊急防除について、感染樹木等の伐採処分業務の実態に即した適正な現地実行価格の算定方法の指針を定めることにより、伐採処分業務に係る委託費の積算が適正に行われるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 5240万円)
(375ページ記載)
- ・国営更新事業等の実施に当たり、支障となる他目的使用施設の移転等に要する費用を国が負担する場合の取扱いを明確にして周知徹底することなどにより、他目的使用施設の移転等に要する費用の負担が適正なものとなるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1353万円)
(378ページ記載)
- ・農地海岸事業について、海岸管理者に対して、防護区域内の農地の状況を確認するなどして農地の保全に係る効果が十分に発揮されるか検討することの重要性等を周知したり、防護区域内の農地の状況を確認できる仕組みを整備したりすることにより、事業の趣旨に沿って適切に実施されるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 1億4428万円)
(381ページ記載)
- ・鳥インフルエンザのまん延を防止するためのワクチンの備蓄量の算定に当たり、最新の飼養状況等に基づき、ひな鶏等のワクチン接種の対象となっていない鶏を対象から除外するなどして、備蓄量の算定を適切に行うよう改善させたもの
(1件 指摘金額 3093万円)
(384ページ記載)
- ・沿岸漁業改善資金が適切な規模で有効に運営されるよう、水産庁において余剰金の自主納付制度が十分に活用されているかについて十分に確認できる体制を整備し、必要に応じて都道府県と余剰金の額の再算定や自主納付の再検討について協議等を行うことができるよう改善させたもの
(1件 指摘金額 9億3715万円)
(387ページ記載)
- ・産地水産業強化支援事業等について、目標年度の翌年度に改善計画を策定させて成果目標を達成すべき旨の指導を適時適切に行うための体制を整備するなどしたり、後継事業において整備する施設が有効に活用され、事業計画の達成に資するものとなるよう事前の調査・検討を十分に行わせることを周知するなどしたりすることにより、事業効果の発現に資するよう改善させたもの
(1件 指摘金額 21億4291万円)
(392ページ記載)

- ・農業災害補償制度の運営に当たり、共済団体が行う特別積立金の取崩しに係る会計経理について、特別積立金から取り崩した資金を共済事業等に係る費用の支払等に充てる場合には当該共済事業等に係る共済勘定の特別積立金を取り崩すことなどを監督指針に追記したり、特別積立金の取崩しの根拠となっている規定を改正したりなどすることにより、特別積立金の取崩しが適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6421万円)

(395ページ記載)

○国土交通省

- ・地域活性化インターチェンジの設置に当たり、地方公共団体と協定を締結して、当該協定に基づき工事を実施するよう指導したり、2車線で供用される新直轄道路について将来4車線化した際に本線盛土となる場合等においても、インターチェンジ本体の建設費については地方公共団体が負担することを明確に示したりすることにより、地域活性化インターチェンジの建設費が適切に負担されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億4946万円)

(453ページ記載)

- ・下水道事業におけるポンプ工事の工事費の積算に当たり、特別調査を活用することなどによりポンプの適正な市場価格を把握して積算単価を決定するよう事業主体に周知して、経済的な積算が行えるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億1688万円)

(457ページ記載)

- ・離島活性化交付金事業の実施に当たり、アウトカム指標及び成果目標の設定について十分検討を行うこと、事業実施後に達成率を適切に算定することなどについて周知するとともに、活性化計画の審査体制を整備するなどして、事後評価等が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 8億1236万円)

(461ページ記載)

- ・空港整備事業で照明施設を整備する場合、供用後の維持管理において使用する予備品等の購入費は補助の対象とならないことを明確に示すことなどにより、補助金の交付が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2140万円)

(466ページ記載)

○防衛省

- ・まとめ買いにより長期間保管する器材について、保管期間中の維持管理の在り方について経済性を考慮した検討を十分に行ったり、仕様書等と適合した適切な調達要求を行ったり、予定価格の算定における見積資料の内容を十分に確認したりして、調達が適切に行われるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4億1987万円)

(515ページ記載)

- ・製品として民生品と同一の交換用の無停電電源装置(UPS)を調達するに当たり、民生品であることを明示するよう技術指令書を改正するなどして、随意契約による製造請負契約により調達していた交換用のUPSを一般競争契約等による売買契約により調達するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2891万円)

(519ページ記載)

- ・防衛施設周辺地域における騒音障害の防止等のために取得し、国有地として保有している周辺財産について、無断使用等の状況を定期的に把握して改善に向けた指示を行う仕組みを整備したり、公募の上で有償による使用許可を与えることにより有効活用及び維持管理費の縮減を図ることを検討したり、必要に応じて行政財産の用途廃止を検討したりすることにより、適切に管理するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 15億7648万円 背景金額 1338億8264万円)

(522ページ記載)

- ・重要物品であるのに物品増減及び現在額報告書に計上されていなかった航空機、艦船等に搭載する物品について、明確な計上基準を制定し、その内容を周知するなどして、物品増減及び現在額報告書への計上を適正に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 616億1374万円)

(527ページ記載)

- ・特別技術検査における装備品の部品等ごとの交換等の要否判定を適切に行うために、実施に当たっての留意点を明確に示したり、判定が適切に行われているか確認するなどの態勢を整備したりするとともに、部品取り及び検査分類を効率的に行うために、交換等の要否判定の結果を装備品の用途廃止後の部品採取に活用する態勢を整備することなどにより、部品採取が適切に実施されるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 3億2697万円 背景金額 119億8215万円)

(531ページ記載)

○沖縄振興開発金融公庫

- ・賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの

(1件 背景金額 127億4698万円)

(541ページ記載)

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理設備の改修工事において、施工状況等を踏まえた経済的な積算を行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1億0200万円)

(556ページ記載)

○東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

- ・橋りょう部の舗装補修工事において施工される床版防水工の設計及び積算に当たり、床版防水層に特定の材料を使用しなければならない特段の理由がある場合を除いて、使用する材料を特記仕様書等に明記しないで設計したり、安価な単価を選択して積算したりすることなどにより、工事費の低減を図るよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本高速道路株式会社	4010万円
		西日本高速道路株式会社	5730万円
		本州四国連絡高速道路株式会社	1920万円

(569ページ記載)

○西日本高速道路株式会社

- ・新名神高速道路の建設事業において配置される安全巡視員に係る費用の積算に当たり、業務内容等を踏まえた人件費単価を設定することにより、安全巡視員に係る費用の算定を適切なものとするよう改善させたもの (1件 指摘金額 4540万円)

(573 ページ記載)

○独立行政法人国立青少年教育振興機構

- ・有形固定資産の改良又は修繕に係る会計処理について、資産計上及び除却処理を適切に行って財務諸表を適正な表示に是正させるとともに、資産計上及び費用処理の判断基準を作成するなどして会計処理を適切に行うよう改善させたもの

(1件 指摘金額 6億3643万円)

(592 ページ記載)

○国立研究開発法人防災科学技術研究所

- ・実大三次元震動破壊実験施設を利用した実験終了後に保管されている試験体について、再利用する具体的な予定のないものを処分するなどして保管場所を集約するとともに、今後は、具体的な再利用計画を明確に策定するなどした上で試験体の管理及び処分を適切に実施することにより、保管場所に要する費用を節減するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 5374万円)

(596 ページ記載)

○国立研究開発法人理化学研究所

- ・設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 1720万円)

(608 ページ記載)

○独立行政法人情報処理推進機構

- ・労働者派遣契約を締結するに当たり、会計規程等に従って競争に付するなどすることにより、契約手続の公正性及び透明性を確保するとともに、競争の利益を十分に享受できるよう改善させたもの

(1件 指摘金額 21億5297万円)

(613 ページ記載)

○独立行政法人勤労者退職金共済機構

- ・中小企業退職金共済契約に係る掛金の口座振替納付について、全ての共済契約者に一律に口座振替結果通知書を送付する取扱いを廃止し、共済契約者から要望があった場合に個別に同通知書を送付することとして、同通知書の作成及び発送の業務に係る費用の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 2億1995万円)

(622 ページ記載)

○日本放送協会

- ・衛星契約への契約種別変更の勧奨を目的とする郵便物の郵送に当たり、割引制度を適切に活用することにより郵便料金の節減を図るよう改善させたもの

(1件 指摘金額 4658万円)

(627 ページ記載)

○株式会社商工組合中央金庫

- ・危機対応準備金について、事業年度ごとに、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至っているか具体的な検討を行うとともに、国庫納付が可能であると判断した場合は、適切に国庫に納付するよう改善させたもの

(1件 指摘金額 150億円)

(635 ページ記載)

○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社

- ・浸水リスクがある区域に所在する通信ビル等に配備している移動電源車について、洪水等による浸水が予見される場合の移動に係る具体的な取扱いを定めることなどにより、大規模な洪水等が発生した場合でもその機能を発揮して商用電源が途絶するなどした通信ビルの電源救済を効果的に行うことができるよう改善させたもの

{	3件 指摘金額	東日本電信電話株式会社	21億6907万円
		西日本電信電話株式会社	8億6091万円
		エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	11億1605万円

(639 ページ記載)

(4) 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

本院が意見を表示し又は処置を要求したもののうち、平成28年度決算検査報告を作成するまでに当局において処置が完了していなかったものは、32件あり、その結果を掲記した。このうち、処置が完了したものが27件、処置が完了していないものが5件となっており、省庁等別にその概要を示すと表3のとおりである。

表3 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果の概要 (単位：件)

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
内閣府(内閣府本府)	平成28年度	1		1
内閣府(金融庁)	27年度	1		1
総務省	28年度	1	1	
外務省	28年度	注(2) 2	注(2) 2	
文部科学省	27年度	1	1	
	28年度	2	2	
厚生労働省	27年度	1	1	
	28年度	注(3) 4	注(3) 3	1
農林水産省	23年度	1	1	
	28年度	5	5	
経済産業省	28年度	注(4) 2	注(4) 2	

省庁又は団体名	検査報告年度別処置未済件数		今年次に当局が講じた処置の状況	
			処置が完了したもの	処置が完了していないもの
国土交通省	28年度	2	2	
環境省	28年度	3	3	
防衛省	23年度	1		1
	28年度	1	1	
全国健康保険協会	28年度	1	1	
日本年金機構	28年度	注(3) 1	注(3) 1	
国立研究開発法人 産業技術総合研究所	28年度	1	1	
独立行政法人 国際協力機構	28年度	注(2) 1	注(2) 1	
独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	28年度	1	1	
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	28年度	注(4) 1	注(4) 1	
独立行政法人 都市再生機構	25年度	1		1
計	23年度	2	1	1
	25年度	1		1
	27年度	3	2	1
	28年度	注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 26	注(2)、注(3) 注(4) 24	2
合計		注(1)、注(2) 注(3)、注(4) 32	注(2)、注(3) 注(4) 27	5

注(1) 平成28年度決算検査報告に掲記した意見を表示し処置を要求した事項は28件あったが、このうち2件については、平成29年次の検査実施期間(28年10月から29年9月まで)中に当局において処置が完了したことから、平成28年度決算検査報告にその結果を併せて掲記した。

注(2) 平成28年度決算検査報告の外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構の1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(3) 平成28年度決算検査報告の厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

注(4) 平成28年度決算検査報告の経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の1件は、経済産業省及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の両方に係る指摘についての結果であり、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

上記のうち、処置が完了していない5件については、その処置状況について引き続き検査することとする。

(5) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

ア 検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

昭和 21 年度から平成 28 年度までの検査報告に掲記した不当事項に係る 30 年 7 月末現在の是正措置の状況について検査した結果、是正措置が未済となっているものが 49 省庁等における 411 件 102 億 1397 万余円あり、このうち金銭を返還させる是正措置を必要とするものが 49 省庁等における 398 件 98 億 9198 万余円ある。(643 ページ記載)

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項に係る処置の履行状況について

平成 28 年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととした本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 73 件のうち、検査報告掲記時点で既に履行済であったため検査の必要がなかったもの 1 件及び今年次は履行状況の検査の対象となる会計経理等の実績がなかったことから検査を実施しなかったもの 8 件を除いた 64 件について改善の処置の履行状況を検査した結果、改善の処置が履行されていたものが 45 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたものが 19 件となっていた。(649 ページ記載)

3 第 4 章の「国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等」の概要

(1) 国会及び内閣に対する報告

平成 29 年 11 月から 30 年 10 月までの間に、会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項は表 4 のとおり 7 件あり、その検査状況の概要を記載した。

表 4 会計検査院法第 30 条の 2 の規定により国会及び内閣に報告した事項

第 4 章第 1 節における項番	報告事項名	報告年月日
第 1	租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について (653 ページ記載)	平成 29 年 11 月 29 日
第 2	各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について (666 ページ記載)	30 年 4 月 13 日
第 3	官民ファンドにおける業務運営の状況について (681 ページ記載)	30 年 4 月 13 日
第 4	在日米軍関係経費の執行状況等について (696 ページ記載)	30 年 4 月 26 日
第 5	高速増殖原型炉もんじゅの研究開発の状況及び今後の廃止措置について (713 ページ記載)	30 年 5 月 11 日
第 6	石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について (727 ページ記載)	30 年 7 月 27 日
第 7	株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について (746 ページ記載)	30 年 10 月 4 日

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

国会から国会法第 105 条の規定による会計検査及びその結果の報告を求める要請(以下「検査要請」という。)を受諾して、29 年 11 月から 30 年 10 月までの間に、会計検査院法第

30条の3の規定により検査結果を報告した事項は表5のとおり3件あり、その概要を記載した。

表5 会計検査院法第30条の3の規定により検査結果を報告した事項

第4章第2節における項番	報告事項名	検査要請の受諾年月日	検査結果の報告年月日 (注)	報告先 (検査要請を行った議院の委員会)
第1	学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について (759ページ記載)	平成 29年 3月 7日	29年 11月 22日	参議院 (参議院予算委員会)
第2	東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について (783ページ記載)	24年 8月 28日	30年 3月 23日 〔25年 10月 16日〕 〔27年 3月 23日〕	参議院 (参議院決算委員会)
第3	東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について (802ページ記載)	29年 6月 6日	30年 10月 4日	参議院 (参議院決算委員会)

(注) ()書きは既往の報告年月日である。

なお、検査要請を受諾した事項のうち、30年10月までに報告を行っていない事項は3件あり、その検査要請を行った議院の委員会、検査要請事項及び検査要請の受諾年月日は、表6のとおりである。

表6 国会法第105条の規定による検査要請を受諾した事項のうち、平成30年10月までに報告を行っていない事項

検査要請を行った議院の委員会	検査要請事項	検査要請の受諾年月日
参議院決算委員会	中心市街地の活性化に関する施策の実施状況等について	平成 29年 6月 6日
参議院決算委員会	待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策の実施状況について	30年 6月 19日
参議院決算委員会	有償援助(FMS)による防衛装備品等の調達状況について	30年 6月 19日

(3) 特定検査対象に関する検査状況

特定検査対象に関する検査状況として5件掲記した。

- ア 社会保障の動向と国の財政健全化に与える影響について (820ページ記載)
- イ 競馬等の払戻金に係る所得に対する課税状況について (883ページ記載)
- ウ 開廃業手続による事業の引継ぎを行って事業を開始した場合における個人事業者の消費税の納税義務の免除について (894ページ記載)
- エ 量的・質的金融緩和等の日本銀行の財務への影響について (905ページ記載)
- オ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院の経営状況等について (928ページ記載)

(4) 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項等に関する検査の状況について、第3章及び第4章に掲記した主なものを①国民生活の安全性

の確保に関するもの、②社会保障に関するもの、③制度・事業の実施体制、効果的な運営等に関するもの、④制度・事業の適正で公平な運用に関するもの、⑤資産、基金等のストックに関するもの、⑥予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの、⑦環境及びエネルギーに関するものに区分して整理するなどした。(949 ページ記載)

(5) 特別会計財務書類の検査

本院は、特別会計に関する法律に基づき、29年11月に内閣から送付を受けた17府省庁等が所管する14特別会計の平成28年度特別会計財務書類について、正確性、合規性等の観点から検査した。そして、同年12月に内閣に対して、同書類の検査を行った旨を通知し、同書類を回付した。(954 ページ記載)

第3節 政府関係機関の決算の検査完了

会計検査院は、下記の平成29年度の政府関係機関の決算額を検査完了した。

政府関係機関名	収 入 円	支 出 円
沖縄振興開発金融公庫	11,708,850,534	10,173,258,658
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	139,134,560,795	78,762,383,002
農林水産業者向け業務	47,707,668,736	40,816,290,904
中小企業者向け業務	90,380,421,101	37,378,824,736
信用保険等業務	219,298,048,640	290,199,773,425
危機対応円滑化業務	23,167,048,050	42,368,213,056
特定事業等促進円滑化業務	413,142,492	414,147,514
株式会社国際協力銀行	431,635,791,221	378,547,052,060
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門	166,165,527,429	83,167,378,581

第2章

第3節

政府関係機関の決算の検査完了

第4節

国の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との対照

第1

一般会計

第2

特別会計

第2節 団体別の検査結果

第1 沖縄振興開発金融公庫

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃貸住宅融資を行うに当たり、保証機関による保証を徴求することなどにより、信用リスクへの対応を適切に執るよう改善させたもの

科 目	公庫貸付金	
部 局 等	沖縄振興開発金融公庫本店	
賃貸住宅融資の概要	住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得等に充てるために必要な長期資金の貸付けを行うもの	
平成9年8月以降に借入申込みを受け付けて、30年3月までに行った賃貸住宅融資のうち、30年3月末時点で貸付残高があるものの件数及び貸付残高	438 件	365 億 9813 万余円
上記のうち信用リスクへの対応が適切に執られていない件数及び貸付残高	110 件	127 億 4698 万円(背景金額)

1 賃貸住宅融資の概要等

(1) 賃貸住宅融資の概要

沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)等に基づき、沖縄県内における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立された金融機関である。国は、公庫の資本金を全額出資しており、また、公庫の収支状況等を勘案して、公庫に対して沖縄振興開発金融公庫補給金を交付している。

そして、公庫は、住宅を建設して賃貸する事業を行う者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得等に充てるために必要な長期資金の貸付け(以下「賃貸住宅融資」という。)を行っている。

(2) 賃貸住宅融資に係る融資金利設定の概要等

公庫は、経営の健全性の維持と更なる向上を図るために、統合リスク管理規程(平成18年規程(総)第25号)等において、信用リスク(借受者の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより、貸付者が損失を被るリスク)等の各種リスクを適切に管理するための基本的な事項を定めるなどしている。

賃貸住宅融資に係る融資金利については、主務大臣の承認を受けて、公庫において定めることとなっており、基本的に、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の定める融資金利(以下「機構金利」という。)を準用した上で、機構金利から0.3%を控除した利率となっている。

機構によれば、機構金利は、調達金利に、各種リスクへの対応に必要なコストを加えるなどして定められるものであるとしている。各種リスクのうち信用リスクについては、①連帯保証人を徴求する、②信用コスト(信用リスクに対応するために必要なコスト)相当分を融資金利に上乗せするなどの方法により適切に対応する必要があるとしており、機構では、原則として、機構が承認した保証機関が借受者の委託を受けて、機構に対して借受者が有する債務を連帯して保証すること(以下、このような形態の保証を「機関保証」という。)を徴求することなどにより対応している。ただし、サービス付き高齢者向け住宅^(注1)のうち、共同して利用するための台所、収納又は浴室を共用部分に備えるなどしている施設共用型の住宅に係る賃貸住宅融資については、信用コスト相当分を融資金利に上乗せすることにより信用リスクに対応している。

(注1) サービス付き高齢者向け住宅 入居する60歳以上の者、要介護認定者等に対して状況把握サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅

(3) 公庫における機関保証の概要

公庫は、平成9年8月に、住宅資金貸付細則(昭和50年細則(業)第7号。以下「細則」という。)等において定めていた「1名以上の保証人を徴求する」の中に機関保証を徴求することを含めることとして、債務の保証については、原則として機関保証を徴求する取扱いとした。その後、公庫は、26年1月に細則を改正して、「1名以上の保証人を徴求する」としていた当該規定を「必要に応じて保証人を徴求する」と変更している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、経済性、有効性等の観点から、賃貸住宅融資について、連帯保証人の徴求等による信用リスクへの対応が適切なものとなっているかなどに着眼して、公庫が機関保証を開始した後に借入申込みを受け付けて、30年3月までに行った賃貸住宅融資のうち、30年3月末時点で貸付残高があるもの438件、貸付残高計365億9813万余円を対象として、公庫本店及び東京本部において、賃貸住宅融資の実績、連帯保証人の徴求状況及び融資金利の設定に関する書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

賃貸住宅融資に係る融資金利は、前記のとおり、機構金利を準用するなどした利率となっており、そのため、施設共用型のサービス付き高齢者向け住宅に係る賃貸住宅融資については、信用コスト相当分が融資金利に上乗せされていた。

一方、信用コスト相当分が融資金利に含まれていないため、保証人の徴求等により信用リスクに対応する必要があると認められる賃貸住宅融資(以下「保証人徴求型の賃貸住宅融資」という。)について、公庫がどのように信用リスクに対応しているか、貸付けの手続やその経緯等を確認したところ、次のようになっていた。

公庫は、前記のとおり、賃貸住宅融資を行うに当たり、9年8月以降は、原則として、貸付けを行う際に機関保証を徴求していたが、20年以降に、公庫と保証機関との間における担保物件の審査基準の相違による評価等の不一致が増加して、機関保証を徴求する代わりに信用力のある個人の連帯保証人を徴求することにより対応することが増加した。そして、公庫は、22年7月に、原則として機関保証を徴求するとしていた取扱いについても、実態に合わせて機関保証又は信用力のある個人若しくは法人の保証とすることに変更したことから、第三者の個人の連帯保証人を徴求することが多数を占めるようになっていた。

その後、公庫は、前記のとおり、26年1月に細則を改正して、「1名以上の保証人を徴求する」としていた規定を「必要に応じて保証人を徴求する」と変更して、同年2月から実施することとした。この細則改正の趣旨について、公庫は、25年12月に「^(注2)経営者保証に関するガイドライン」が公表されたことなどを受けて、個人の連帯保証人を徴求しなくても賃貸住宅融資を行えるようにするためのものであったとしている。

しかし、公庫は、上記細則改正の際に、改めて機関保証を徴求することなどの信用リスクに適切に対応するための方法を執ることとしていなかった。このため、公庫は、26年2月以降に借入申込みを受け付けた保証人徴求型の賃貸住宅融資について、原則として連帯保証人の徴求を行っておらず、当該賃貸住宅融資(30年3月末時点で貸付残高があるもの110件、貸付残高計127億4698万余円)について信用リスクへの対応が適切に執られていない状況となっていた。

このように、保証人徴求型の賃貸住宅融資について、貸付けを行う際に信用リスクへの対応が適切に執られていない状況となっている事態は、経営の健全性の維持と更なる向上等の点から適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注2) 経営者保証に関するガイドライン 日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、中小企業、経営者及び金融機関共通の自主的かつ自律的な準則として策定し公表したもの。中小企業等の経営者による個人保証(以下「経営者保証」という。)に依存しない融資の一層の促進等に資するために、金融機関において金利の一定の上乗せなどの経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るとともに、法人と経営者の一体性の解消等が図られているなどしている場合に、経営者の意向も踏まえた上で、経営者保証を求めない可能性や、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について検討することなどを規定している。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、公庫において、保証人徴求型の賃貸住宅融資について、信用リスクへの対応を適切に執る必要性があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、公庫は、保証人徴求型の賃貸住宅融資に係る信用リスクへの対応方法について検討を行うなどして、関係規程等の所要の改正を30年5月に行い、同年6月以降に借入申込みを受け付けたものについて、機関保証を徴求することなどにより信用リスクに対応することとして、当該改正を関係部署に対して周知する処置を講じた。

第2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人

平成29年度末における国が資本金の2分の1以上を出資している法人(清算中の法人等を除く。)の状況は、次のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
年度末法人数	政府関係機関	4 法人	4 法人
	独立行政法人	83 法人	84 法人
	国立大学法人等(注1)	90 法人	90 法人
	その他の法人	29 法人	28 法人
	計(注2)	205 法人	205 法人
年度末における資産、負債及び純資産の状況(注3)	資産の部	963,416,999	916,467,536
	うち独立行政法人(注4)	310,295,893	307,718,777
	うち国立大学法人等	10,265,058	10,273,958
	負債の部	837,605,672	802,318,247
	うち独立行政法人	238,187,586	244,963,400
	うち国立大学法人等	3,131,389	3,124,552
	純資産の部	125,811,327	114,149,288
	うち独立行政法人	72,108,306	62,755,377
	うち国立大学法人等	7,133,668	7,149,405
	うち政府出資金	46,320,331	47,496,539
	うち独立行政法人	15,474,603	15,879,189
	うち国立大学法人等	6,141,611	6,143,646
	民間金融機関が銀行法(昭和56年法律第59号)及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)により開示を義務付けられているリスク管理債権の開示基準を参考にするなどして、延滞債権等の状況を開示している法人(注5)(注6)	12 法人	12 法人

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)
損益の状況	当期利益金を計上している法人	167 法人	151 法人
	うち独立行政法人	61 法人	60 法人
	うち国立大学法人等	79 法人	63 法人
	当期損失金を計上している法人	39 法人	55 法人
	うち独立行政法人	22 法人	24 法人
	うち国立大学法人等	11 法人	27 法人
	翌年度繰越損失金を計上している法人	22 法人	29 法人
	翌年度繰越損失金の額の合計	1,342,920	1,529,352
国からの補助金等及び政府出資額の状況	政府関係機関に対するもの		
	補給金	46,401	45,273
	補助金	250	257
	交付金	—	—
	政府出資額	245,347	514,022
	計	291,999	559,553
	独立行政法人に対するもの		
	施設整備費補助金	59,998	51,038
	運営費交付金	1,498,688	1,459,174
	その他の補助金等	963,924	905,361
	政府出資額	111,003	238,486
	計	2,633,615	2,654,060
	国立大学法人等に対するもの		
	施設整備費補助金	71,491	60,240
	運営費交付金	1,092,697	1,103,568
	その他の補助金等	74,980	72,437
	政府出資額	—	—
	計	1,239,169	1,236,246
	その他の法人に対するもの		
	補給金	1,703	1,788
	補助金	1,699,088	1,795,745
交付金	10,392,717	9,774,580	
政府出資額	703,627	77,343	
計	12,797,136	11,649,457	
合計	16,961,919	16,099,317	

(注1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。

(注2) 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は政府関係機関に含まれるため、独立行政法人国際協力機構については、政府関係機関と独立行政法人の双方に計上しているが、法人数の合計においては1法人としている。

(注3) 政府出資金の額が1兆円以上の法人の状況は、次のとおりである。なお、「純資産の部」の金額が「うち政府出資金」の金額を下回っているのは、過年度に生じた利益金及び損失金の累計により繰越損失金が生じているためである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
資産の部	21,603,200	資産の部	21,969,886
負債の部	16,236,330	負債の部	16,839,043
純資産の部	5,366,869	純資産の部	5,130,842
うち政府出資金	6,194,405	うち政府出資金	6,076,603

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
資産の部	17,998,424	資産の部	18,571,673
負債の部	15,465,477	負債の部	16,064,061
純資産の部	2,532,947	純資産の部	2,507,611
うち政府出資金	1,615,200	うち政府出資金	1,533,000
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
資産の部	12,278,942	資産の部	11,864,147
負債の部	2,665,229	負債の部	2,381,800
純資産の部	9,613,712	純資産の部	9,482,346
うち政府出資金	8,037,407	うち政府出資金	7,992,227
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
資産の部	13,986,468	資産の部	13,048,499
負債の部	12,611,910	負債の部	11,823,683
純資産の部	1,374,557	純資産の部	1,224,815
うち政府出資金	1,102,093	うち政府出資金	1,103,776
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構	
資産の部	12,910,327	資産の部	13,293,845
負債の部	11,799,508	負債の部	12,228,371
純資産の部	1,110,818	純資産の部	1,065,474
うち政府出資金	1,072,768	うち政府出資金	1,069,768
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	
資産の部	40,900,878	資産の部	40,579,426
負債の部	28,652,201	負債の部	29,039,110
純資産の部	12,248,677	純資産の部	11,540,316
うち政府出資金	4,101,908	うち政府出資金	4,089,294
国立大学法人等		国立大学法人等	
国立大学法人東京大学		国立大学法人東京大学	
資産の部	1,420,820	資産の部	1,408,388
負債の部	288,481	負債の部	283,628
純資産の部	1,132,338	純資産の部	1,124,760
うち政府出資金	1,045,214	うち政府出資金	1,045,235
その他の法人		その他の法人	
日本郵政株式会社		日本郵政株式会社	
資産の部	8,127,442	資産の部	8,261,109
負債の部	177,320	負債の部	203,253
純資産の部	7,950,122	純資産の部	8,057,856
うち政府出資金	4,550,414	うち政府出資金	6,438,293
株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行	
資産の部	16,740,690	資産の部	16,422,568
負債の部	13,681,008	負債の部	13,483,227
純資産の部	3,059,681	純資産の部	2,939,340
うち政府出資金	1,644,239	うち政府出資金	1,594,239

(注4) 「うち独立行政法人」の計数には、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を含めていない。以下同じ。

(注5) 「リスク管理債権」は、銀行法等により、以下に掲げる4区分に該当する貸出金について、その額及び合計額を開示することとなっている。

- ① 破綻先債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、更生手続開始の申立等の事由が発生した債務者に対する貸出金
- ② 延滞債権 元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、①及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものを除く貸出金

- ③ 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(①及び②を除く。)
- ④ 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(①、②及び③を除く。)

(注6) 延滞債権等の額の合計が1000億円以上の法人の状況は、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫		株式会社日本政策金融公庫	
破綻先債権	10,757	破綻先債権	14,292
延滞債権	579,438	延滞債権	657,950
3か月以上延滞債権	483	3か月以上延滞債権	700
貸出条件緩和債権	515,321	貸出条件緩和債権	543,588
合計	1,106,001	合計	1,216,531
貸付金等残高	17,605,658	貸付金等残高	17,999,973
株式会社国際協力銀行		株式会社国際協力銀行	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	188,842	延滞債権	3,748
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	53,399
貸出条件緩和債権	225,846	貸出条件緩和債権	182,434
合計	414,688	合計	239,582
貸付金等残高	13,513,680	貸付金等残高	14,309,138
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	
破綻先債権	—	破綻先債権	—
延滞債権	87,062	延滞債権	87,062
3か月以上延滞債権	—	3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	654,814	貸出条件緩和債権	700,641
合計	741,877	合計	787,704
貸付金等残高	12,092,066	貸付金等残高	11,749,042
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構	
破綻先債権	8,888	破綻先債権	9,285
延滞債権	41,744	延滞債権	40,614
3か月以上延滞債権	4,538	3か月以上延滞債権	4,339
貸出条件緩和債権	59,346	貸出条件緩和債権	62,880
合計	114,518	合計	117,120
貸付金等残高	4,095,478	貸付金等残高	4,232,612
独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構	
破綻先債権	23,358	破綻先債権	20,838
延滞債権	192,148	延滞債権	193,593
3か月以上延滞債権	55,426	3か月以上延滞債権	52,420
貸出条件緩和債権	323,019	貸出条件緩和債権	310,433
合計	593,953	合計	577,286
貸付金等残高	9,374,268	貸付金等残高	9,179,307
独立行政法人住宅金融支援機構		独立行政法人住宅金融支援機構	
破綻先債権	68,143	破綻先債権	71,465
延滞債権	251,817	延滞債権	286,647
3か月以上延滞債権	74,985	3か月以上延滞債権	83,317
貸出条件緩和債権	524,834	貸出条件緩和債権	616,879
合計	919,780	合計	1,058,310
貸付金等残高	23,325,854	貸付金等残高	23,399,938

第3 財政投融資

1 財政投融資の概要

国の財政投融資の主なものは、財政投融資計画に基づき、社会資本の整備、中小企業に対する融資等の国の施策を行うため、国の特別会計、政府関係機関その他国が資本金の2分の1以上を出資している法人、地方公共団体等(以下、これらのうち財政投融資の対象機関を総称して「財投機関」という。)に対して、資金の貸付け、債券の引受け、出資あるいは保証を行うものである。

2 財政投融資の原資

財政投融資の主な原資は、次のとおり、財政融資資金、財政投融資特別会計(投資勘定)並びに政府保証債及び政府保証借入金である。

- ① 財政融資資金は、財政投融資特別会計(財政融資資金勘定)が発行する公債(財投債)並びに国の特別会計の積立金及び余裕金の財政融資資金に預託された資金等を財源としている。
- ② 財政投融資特別会計(投資勘定)は、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源としている。
- ③ 政府保証債及び政府保証借入金は、財投機関が発行する債券等に政府が保証を付したもので、これにより財投機関は事業資金の円滑で有利な調達を行うことができる。

3 財政投融資計画の実績

平成29年度における財政投融資計画に係る財政融資資金等の貸付け等の実績及び同年度末における残高は、次の原資別及び貸付け等先別の内訳のとおりである。

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)	
原 資 別	財政融資資金(注1)	実 績	10,590,537	11,999,281
		年度末残高	102,140,430	103,835,139
	財政投融資特別会計(投資勘定)	実 績	228,049	278,021
		年度末残高	5,402,556	5,176,443
	政府保証債及び政府保証借入金(注2)	実 績	3,434,549	2,933,930
		年度末残高	33,499,516	34,312,961
	郵便貯金資産	実 績	—	—
		年度末残高	829,243	942,595
	簡易生命保険資産	実 績	—	—
		年度末残高	6,238,564	6,655,264
	計	実 績	14,253,135	15,211,233
		年度末残高	148,110,311	150,922,404
貸 付 け 等 先 別	一般会計(注3)	実 績	—	—
		年度末残高	64,630	208,840
	特別会計	実 績	10,075	7,000
		年度末残高	857,858	973,062
	政府関係機関	実 績	4,938,683	5,315,178
		年度末残高	24,749,765	24,647,084
	事業団等	実 績	1,063,670	1,261,241
		年度末残高	10,182,778	9,882,884

区 分		29年度(百万円)	28年度(百万円)	
貸 付 け 等 先 別	独立行政法人	実 績	4,447,895	4,984,606
		年度末残高	50,156,586	51,012,062
	地方公共団体	実 績	3,166,410	3,045,934
		年度末残高	54,065,411	55,813,036
	その他	実 績	626,400	597,272
		年度末残高	8,033,280	8,385,435
計(注4)		実 績	14,253,135	15,211,233
		年度末残高	148,110,311	150,922,404

(注1) 財政融資資金の平成29年度末の財源のうち、財投債は94兆5259億余円、預託金は31兆8481億余円である。

(注2) 政府保証債は額面ベースで計上している。

(注3) 平成29年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したもの、また、28年度における年度末残高は、旧国営土地改良事業特別会計、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び旧国立高度専門医療センター特別会計の財政融資資金からの借入金を承継したものである。

(注4) 貸付け等の年度末残高が1兆円以上のものは、次のとおりである。

29年度末(百万円)		28年度末(百万円)	
政府関係機関		政府関係機関	
株式会社日本政策金融公庫	14,848,574	株式会社日本政策金融公庫	15,151,521
株式会社国際協力銀行	7,289,245	株式会社国際協力銀行	7,118,749
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	2,070,798	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	1,852,368
事業団等		事業団等	
株式会社日本政策投資銀行	8,949,968	株式会社日本政策投資銀行	8,668,757
独立行政法人		独立行政法人	
独立行政法人福祉医療機構	3,192,881	独立行政法人福祉医療機構	3,080,697
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,304,450	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2,827,277
独立行政法人日本学生支援機構	6,149,310	独立行政法人日本学生支援機構	5,963,130
独立行政法人都市再生機構	10,046,602	独立行政法人都市再生機構	10,185,021
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	18,508,722	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	19,641,842
独立行政法人住宅金融支援機構	5,717,870	独立行政法人住宅金融支援機構	7,131,907
地方公共団体	54,065,411	地方公共団体	55,813,036
その他		その他	
地方公共団体金融機構	7,516,352	地方公共団体金融機構	7,815,541

2 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の決算

[1] 政府関係機関の収入支出決算

政府関係機関は、国が資本金の全額を出資している公法上の法人のうち、その予算の国会の議決に関して国の予算の議決の例によることとされており、また、決算を国の歳入歳出の決算とともに内閣が国会に提出しなければならないこととされている法人である。平成29年度末における政府関係機関は4機関であって、その収入支出決算等についてみると、次のとおりである。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

この公庫は、次の業務等を行うことにより、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するなどして、沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的として設立されたものである。

- ① 沖縄における産業の開発を促進するために必要な長期資金の貸付けを行うなどの業務
- ② 沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金の貸付けを行うなどの業務

その資本金は、29年度末現在で778億3714万余円となっている。

同公庫の29年度の収入支出決算、損益、借入金等及び主な業務実績は次のとおりである。

(ア) 収入支出決算

収 入	収入済額(千円)		
29年度	11,708,850		
28年度	13,338,610		
支 出	支出予算現額(千円)	支出済額(千円)	不用額(千円)
29年度	12,221,034	10,173,258	2,047,775
28年度	13,464,167	11,345,563	2,118,603

(イ) 損 益

科 目	29年度(千円)	28年度(千円)
経常収益	21,306,960	23,202,503
うち貸付金利息	11,379,671	13,037,557
経常費用	20,918,325	22,974,057
うち借入金利息	3,706,672	4,317,489
(注) 当期利益金	388,634	199,387
(利益金又は損失金の処理)		
翌年度に国庫へ納付	448,021	373,458
翌年度に積立金を減額して整理 (積立金)	59,387 (1,469,856)	174,070 (1,643,927)

(注) この利益金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定(琉球政府が食糧管理特別会計から長期年賦支払で買入れた本土産米穀の売渡代金を原資とする貸付け及び沖縄における新たな事業の創出を促進するために必要な資金の出資に関する経理を整理する勘定)の損失金5938万余円と同勘定で経理する業務以外の業務に係る利益金4億4802万余円との差額である。

(ウ) 借 入 金 等

区 分	29年度末(千円)	28年度末(千円)
借入金残高(財政融資資金等)	537,382,165	533,128,129
沖縄振興開発金融公庫債券等発行残高	166,960,500	166,767,000

(エ) 主な業務実績

a 貸付業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
貸 付 け 件 数	7,085 件	6,733 件
金 額	152,638,130 千円	152,693,816 千円
貸付金回収等 (うち繰上償還)	123,454,596 千円 (36,946,060 千円)	138,468,519 千円 (57,277,206 千円)
(うち貸付金償却)	(1,745,354 千円)	(1,827,775 千円)
年度末貸付金残高 件 数	50,597 件	50,721 件
金 額	849,090,478 千円	819,906,944 千円

上記のうち民間金融機関のリスク管理
債権の開示基準を参考に公庫において
開示している債権

破綻先債権	253,563 千円	603,818 千円
延滞債権	19,914,741 千円	18,590,177 千円
3か月以上延滞債権	8,404 千円	20,456 千円
貸出条件緩和債権	31,580,102 千円	34,053,441 千円
計	51,756,811 千円	53,267,894 千円

〔貸倒引当金 9,061,788 千円 9,697,776 千円〕
(注) 貸倒引当金に計上できる金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、
発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額 90 億 6178 万余円の範囲内とさ
れている。

b 出資業務

区 分	29 年 度	(28 年 度)
出 資 会 社 数	5 社	6 社
件 数	5 件	6 件
金 額	330,000 千円	700,008 千円
年度末出資金残高 会 社 数	61 社	60 社
件 数	76 件	75 件
金 額	7,034,154 千円	6,874,154 千円

なお、この公庫について検査した結果、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 1 件 (541 ページ参照) を掲記した。